

地方債の発行に関する国の関与の在り方について（案）

平成 27 年 9 月 29 日
総務省自治財政局地方債課

目次

地方債の発行に関する国の関与の在り方について(案)

1 見直し規定と研究会における検討

(1)見直し規定と研究会の設置……P1

(2)関係法令等……………P2

2 協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方

(1)協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方についての論点……P3

(2)研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の意見……………P4

(3)協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方(案) ……P9

(4)その他(運用面での見直し)……………P13

見直し規定と研究会における検討

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」という。）が平成24年2月に施行され、同年4月より届出制度導入。

⇒同法附則に検討規定が置かれ（附則第123条（2ページ参照））、届出制度導入後3年の施行状況を勘案し、地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的に見直しを行うこととされた。



「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を設置して検討

- 研究会開催：6回（2014年11月、2015年1月、4月、5月、7月、9月）
- 地方公共団体に対するアンケート調査：2回（2015年2月、8月）
- 市場関係者との意見交換：2回（2014年10月、2015年9月）

研究会においては、第2次一括法附則第123条の規定等を踏まえ、

- ① 地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点
- ② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点

から、協議制度、届出制度及び許可制度の対象範囲、在り方について検討がなされてきた。

関係法令等

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄＞

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行※後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方
財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性
を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する
国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※平成24年2月1日施行

(参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

[地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本内閣大臣答弁のポイント)]

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方についての論点

○ 協議不要基準及び許可基準の緩和

- ・ 上記基準を構成する判定要素ごとの緩和の可否

- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率
- ・ 実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率
- ・ 協議不要基準額

- ・ その他の許可制度に係る要件見直し

○ 公的資金に係る届出制度の導入

- ・ 公的資金を充当する地方債発行全般への届出制度の導入の可否
- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債に係る届出制度の導入の可否

➤ その他（運用面での見直し）

- ・ 新発債4月条件決定分の届出の実施
- ・ 協議制度における協議時期・回数の変更
- ・ 財政融資資金の手續の簡素化
- ・ 前年度から繰り越された財政融資資金の借入期日の延長
- ・ 国庫補助金の交付決定（内示）時期遅延に伴う起債協議手續の遅延の改善

地方公共団体及び市場関係者の意見

地方公共団体への意見聴取

期間：平成27年8月25日（火）～平成27年8月28日（金） 対象：全都道府県・指定都市67団体

期間：平成27年8月24日（月）～平成27年9月4日（金） 対象：秋田県、埼玉県、富山県、兵庫県、愛媛県及び鹿児島県の全市町村（指定市除き）205団体

市場関係者への意見聴取

期間：平成27年9月1日（火）～平成27年9月11日（金）

対象：SMBC日興証券、格付投資情報センター、かんぽ生命保険、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン、全国共済農業協同組合連合会、大和証券、多摩信用金庫、千葉銀行、日本生命保険相互会社、野村証券、パークレイズ証券、北洋銀行、みずほ銀行、みずほ証券、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、ムーディーズ・ジャパン、モルガン・スタンレーMUFG証券の20社（敬称略・五十音順）

	都道府県・指定市（67団体）			市町村（205団体）			市場関係者（20社）			
	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	
協議不要基準	実質公債費比率	66	1	0	201	4	0	18	1	1
	将来負担比率	62	4	1	200	5	0	13	6	1
	実質赤字比率・資金不足比率 連結実質赤字比率	0	67	0	0	205	0	0	20	0
	協議不要基準額	65	1	1	203	2	0	19	1	0
許可基準	2	65	0	0	205	0	0	20	0	

	都道府県・指定市（67団体）			市町村（205団体）			市場関係者（20社）		
	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない
公的資金に係る届出制度の導入	1	66	0	1	204	0	0	19	1
特別転貸債及び国の予算等 貸付金債に係る届出制度の導入	67	0	0	205	0	0	20	0	0

研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の意見①

協議不要基準の緩和(届出の対象拡大)に関する意見

◇実質公債費比率、将来負担比率

<研究会委員>

- 協議不要基準の16%は、許可基準の18%ほど信用力の観点からは強く意識されていないと認識している。
- 地方債市場の現況を踏まえると、仮に協議不要基準を16%から18%に引き上げた場合であっても、少なくとも許可に移行する基準を変更しなければ、スプレッドが動くような事はあまり想定されない。
- 将来金利が上昇した際に財政状況が悪化する場合、それは他のフロー指標で十分捕捉可能であり、協議不要基準において将来負担比率を求める意義は乏しいのではないか。

<地方公共団体>

- 信用力が担保されるのであれば、団体の自由度も高まることから、緩和は望ましい。
- 市場関係者は、届出団体・協議団体の差を気にしていないのではないか。
- ストック指標を緩和しても、他のフロー指標で捕捉されており、問題ないのではないか。投資家はフローを重視していると思う。
- 地方公共団体の財政状況は決して良いわけではないので、財政規律上、緩和する環境にない。

<市場関係者>

- 市場は、16%をあまり意識しておらず、協議不要基準を16%から18%に緩和しても問題ない。
- 将来負担比率は、そもそもストック指標が必要か疑問であり、それほど投資判断に使用されない。
- 将来負担比率に係る基準見直しに当たっては、届出対象段階からすぐに早期健全化段階へ移行するのではなく、早期是正措置段階を一段階設けるという考え方を維持すべきではないか。

研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の意見②

◇実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率

<研究会委員>

- 実質赤字比率、連結実質赤字比率に関しては、ゼロ以外の線は引きにくいと思う。

<地方公共団体>

- これら指標は0に重要な意味があり、変更すべきでない。ゼロか赤字かは大きな違いであり、市場も見ているのではないか。

<市場関係者>

- 赤字か黒字かは大きな意味を持っており、赤字でも良いとはならない。プラス、マイナスで符号が変わることには意味がある。
- 地方公共団体のクレジットとの関係性は薄いと考えるが、投資家は当該比率が0%かそうでないかを気にするため、基準の見直しを行わないという方向性について異論はない。

◇協議不要基準額

<地方公共団体>

- 各団体の財政状況は他の指標で捕捉されるため、廃止しても問題ないのではないか。
- 協議不要基準額とは関係なく、各団体は財政規律を守るよう財政運営しているので、廃止しても問題ない。多額の地方債発行を行うと、スプレッドに反映されるため自重するはず。
- 設定当初危惧された状況が発生せず、健全な財政運営を続けている結果が出ているため、廃止しても良いのではないか
- 自主性・自立性を高める観点のみが強調されているが、健全性の確保の観点が抜けている。

<市場関係者>

- 投資判断の際に考慮していない。市場関係者は気にしていない。
- 後年度に実質公債費比率、実質赤字比率等の指標に反映されるため、残った基準によるチェックをしっかりとやれば、更なる量的な制限を設ける必要はない。議会や住民のチェックが働くため、廃止して問題ない。

研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の意見③

許可基準の緩和に関する意見

◇実質公債費比率、実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率

<研究会委員>

- 世界的にリーマンショック以降債務が増えている状況であり、規制監督を強めているのが国際的な潮流である。地方債制度の見直しについては、そのことを念頭において議論しなければならないのではないか。
- 財政規律の観点からも、許可基準は変更する必要はない。

<地方公共団体>

- 市場において、許可基準は協議不要基準よりも重く受け止められており、許可基準の緩和は市場にとって抵抗感が強いのではないか。
- 地方財政法に基づく早期是正措置はリスクウェイトゼロの大きな要素と考えており、変更すべきでない。
- 地方分権や地方創生の中で、地方の自主性を高める制度見直しは大切と考えるが、地方債のリスクウェイトゼロは何より大切。
- 地方公共団体や市場関係者に浸透している早期是正措置の基準を変更することは混乱を招くのではないか。
- 市場は25%を気にしているのではないか。市場が許すのであれば緩和すべき。

<市場関係者>

- 財政状況が悪化した場合に国が関与することは重要であり、許可基準は変更すべきではない。
- リスクウェイト・ゼロであることが一番重要なので、リスクウェイトに影響を与え得る国の関与を弱めるような制度改正は慎重にお願いしたい。国際的にも金融機関に対する規制は厳しくなる傾向であり、現時点で許可基準を緩和することには慎重であるべきではないか。

研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の意見④

公的資金に係る届出制度の導入に関する意見

<研究会委員>

- 公的資金に届出制度を導入し、仮に財政規模の小さい団体に公的資金が配分されなかった場合、セーフティーネットとしての機能がどうなのか、というイメージを市場に与え、信用力に格差が出ることもあり得る。
- 公的資金が配分調整のもとで安定的に確保されていることに対して、市場からの安心感は相当ある。
- 貸手責任で配分調整を行う場合、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安。また、団体の業務量が増加し、負担感が生じる可能性のある方法は避けていただきたい。
- 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、別の形で既に配分調整がなされているので、届出制度の対象としても良いのではないか。

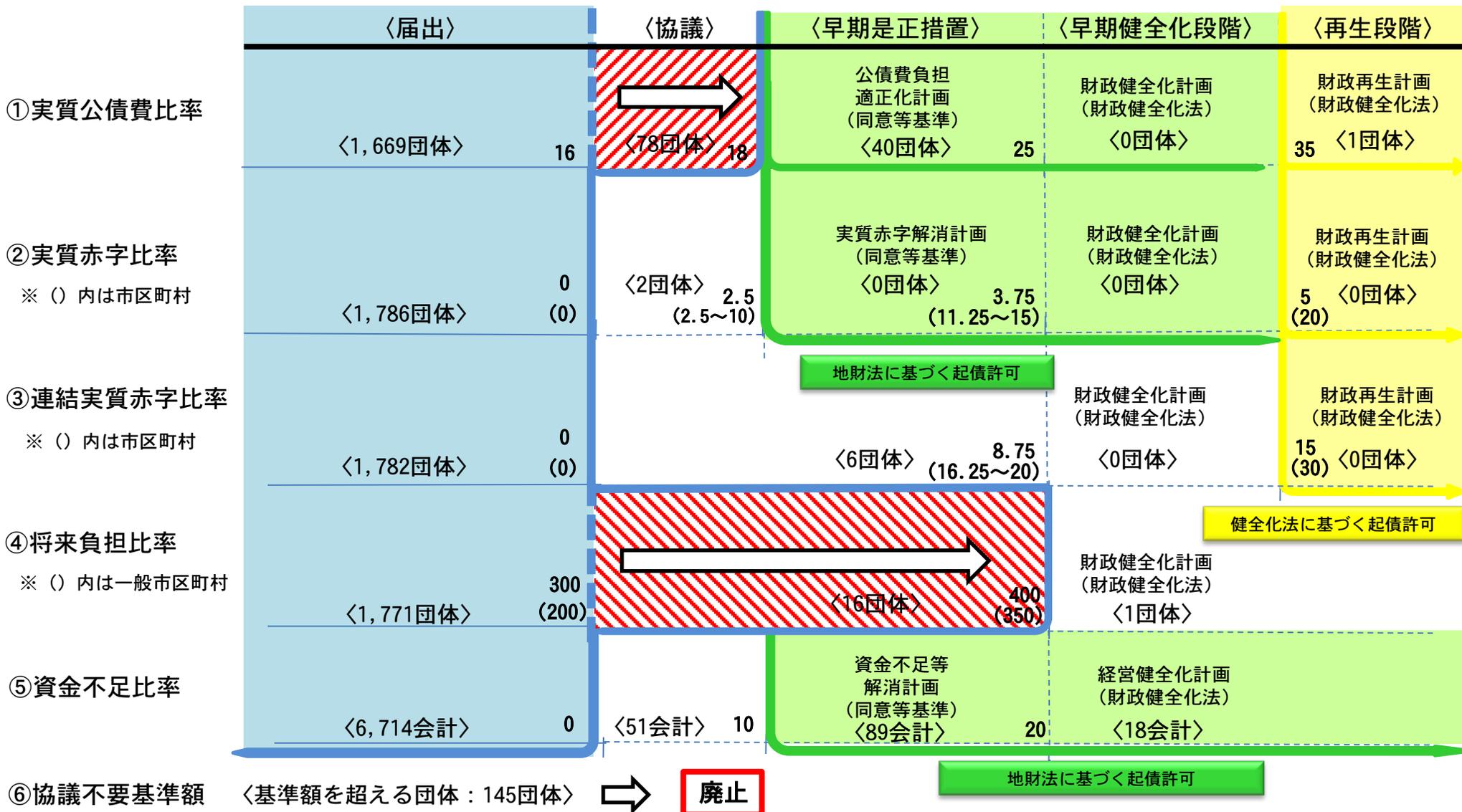
<地方公共団体>

- 資金調達能力の弱い団体へ配分するなど公的資金の趣旨・目的を果たすため、協議制度以外の適切な配分方法がないのではないか。
- 貸し手による配分調整を行うと、事務が煩雑化することが想定される。また、全国的にしっかりと配分調整がうまく出来るのか不安があるため、協議制でよい。
- 調整機能は必要と考えるが、年度当初に要望額を聞いて配分するなど方法はあるのではないか。
- 特別転貸債等は、各省庁の予算が決定されることにより地方債の額が決定され、實際上、配分調整の問題も生じないことから、届出制度を導入しても問題ないのではないか。

<市場関係者>

- 公的資金は資金調達能力が弱い団体に優先して配分するべきであり、セーフティーネットとしての役割があるため、公的資金に係る届出制度の導入は行うべきではない。
- 公的資金に係る届出制度を導入した場合、市場公募団体がこれまで以上に公的資金を活用するようなことがあれば、市場公募債発行額が年度間で変動することが懸念され、そのような状況は避けるべき。
- 特別転貸債等は、各省庁の予算によって政策的に配分するものであり、その時点で地方団体の地方債の額は決定されており、更なる配分調整が必要ないことから、届出制度の対象にして何ら問題ない。

協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方（案）①



☆公的資金は、届出制度の対象外
(特別転貸債及び国の予算等貸付金債は、新たに届出制度の対象化)

※H25年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく団体数等
なお、団体数は各指標ごとの数値であり、重複は排除していない。

協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方(案) ②

協議不要基準の緩和(届出対象の拡大)(案)

○民間等資金を充当する地方債については、協議不要基準を緩和し、現在協議対象である範囲を、原則、協議不要(届出)対象化。

- ・実質公債費比率については、協議対象である範囲を、協議不要(届出)対象化。
- ・将来負担比率については、協議対象である範囲(早期健全化基準未滿)を、協議不要(届出)対象化。
- ・協議不要基準額については、廃止。
- ・実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字については、変更せず。

⇒協議団体数(H26年度)：223団体 → 6団体
〔見直し前〕 〔見直し後〕

(考え方)

○ 届出制度の導入後、届出団体と協議団体との間でスプレッドが拡大することなどもなく、市場の適切な受止め・理解がなされていると考えられるところであり、また、協議を受けたならば同意をすることとなると認められない地方債が発行されるような事態にも至っておらず、地方債制度は従前同様、安定的に運用されていると考えられる。

また、市場関係者の大多数の意見によれば、市場では協議不要基準は強く意識されておらず、同基準を緩和しても市場における信用は十分維持されるものと考えられる。

以上を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性を一層高める観点から、民間等資金を充当する地方債については、現在協議対象である範囲を、原則、協議不要(届出)対象とすることとしてはどうか。

○ 具体的には、

- ・ 実質公債費比率に係る基準については、16%未滿から18%未滿へ緩和してはどうか。
- ・ 将来負担比率に係る基準については、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とすることとしつつも、財政状況が悪化し、財政健全化計画の策定を義務づけられる早期健全化団体まで協議不要対象とすることは、地方債全体に対する信用維持の観点から問題なしとは言えないため、300%(200%)以下から早期健全化基準である400%(350%)未滿への緩和としてはどうか。
- ・ 協議不要基準額については、届出制度導入により国等の関与が縮減されることによって、地方債発行額が急増し、急激に財政状況が悪化する地方公共団体が発生する可能性を考慮し、地方債全体に対する信用維持の観点から、補完的に設けられたもの。
しかしながら、同制度導入後、急激な財政悪化を招くような過度な地方債発行はなされておらず、また、市場関係者も、地方公共団体の財政状況については実質公債費比率等で十分チェックできること、議会や住民のチェックにより過度な地方債発行がなされる心配は低いと考えられること、万一過度な地方債発行をしようとするれば、スプレッドが拡大するなど、市場のチェックが適切に働くと考えられることなどから、同基準額を融資判断にほとんど活用していない状況にあるので、当該要件は廃止してはどうか。
- ・ 実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率に係る基準については、赤字団体まで協議不要対象とするのは適当でないとの意見が市場関係者の大多数であるため、地方債の信用維持の観点から、緩和は行わず、現行どおりとしてはどうか。

協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方（案）③

許可基準の見直し(案)

○許可基準は変更しない。（地財法に基づく許可基準、健全化法に基づく許可基準いずれも）

(考え方)

○ 許可基準の緩和については、財政状況が悪化した場合に国の関与は重要であること、地方債のリスクウェイトに影響を及ぼし得る見直しには慎重であるべきことなどを理由として、ヒアリングを行った市場関係者全てが反対であった。

また、現在の国際的な潮流はむしろ国による規制監督を強化する方向であるということを十分念頭に置いて議論すべきなどの意見が当委員会・市場関係者から強く出されていること、地方公共団体からも同基準の緩和を求める声が少ないことなどを踏まえ、同基準の緩和は行わず、現行どおりとしてはどうか。

(なお、決算の推移を見ると、公債費以外の経常経費に占める扶助費の割合が増加傾向にあり、実質公債費比率に係る許可基準(18%)設定の考え方に照らして、基準を緩和する状況にはない。)

公的資金に係る届出制度導入についての見直し(案)

○公的資金を充当する地方債については、引き続き届出制度の対象外。

○ただし、特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出制度の対象化。

(考え方)

○ 公的資金量は有限であることから、地方公共団体の資金調達能力等を踏まえ、長期かつ低利の資金を適切に提供するという公的資金の趣旨・目的を果たすためには、適切かつ柔軟な資金配分を行う必要がある。

また、貸し手による配分調整を行った場合、地方公共団体の事務が複雑化・煩雑化することが懸念される（公的資金全体での調整（財融資金・機構資金間での調整）を適切に行うことは困難ではないか。）ほか、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安が残るところであり、この点、当委員会でも指摘がなされていること、さらには、市場関係者や地方公共団体の意見も公的資金を充当する地方債発行全般への公的資金全般に係る届出制度の導入は困難と言うのが大多数であることなどから、公的資金を充当する地方債については引き続き届出制度の対象外としてはどうか。

○ ただし、特別転貸債及び国の予算等貸付金債は、各省庁の予算によって地方債の額が直接的・間接的に決定され、その全額について財政融資資金等の公的資金がそのまま充当されることとなるため、他団体や他事業と配分調整を行う必要がないことから、届出制度の対象としても良いのではないか。

協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方（案）④

【その他の許可制度】

不正行為等による許可制度の見直し(案)

○一定の不正行為等を行った地方公共団体については、引き続き許可制度の対象とする。

(考え方)

- ①元利償還金の支払い遅延をしている団体、②過去に元利償還金の支払い遅延をしており、将来において支払いを遅延するおそれがある団体（総務大臣指定）、③協議等をせず地方債を起こした団体（総務大臣指定）、④協議等にあたり虚偽記載など不正行為をした団体（総務大臣指定）については、財政状況の如何に関わらず、許可制度の対象としているところ。
- 一定の不正行為等を行った地方公共団体まで、地方債の発行が原則自由である協議制の対象とすることは、地方債全体に対する信用維持の観点から適当でないため、引き続き許可制度の対象とすることとしてはどうか。

標準税率未満による許可制度の見直し(案)

○標準税率未満の地方公共団体については、引き続き許可制度の対象とする。

(考え方)

- 地方債の償還は最終的には住民の税負担によって賄うものであることを踏まえ、地方債に財源を求めて建設事業に係る経費に充てようとする場合には、その前提として、現時点において、まずは通常確保すべき財源を適切に確保していることが、財政の健全性や世代間の負担の公平の確保の見地から必要とされることから、標準税率未満の地方公共団体の地方債発行については従前禁止していたものを、地方債協議制度移行時に、その考え方の合理性を引き続き認めつつ、地方公共団体の課税自主権を尊重する観点に立って、許可制度の対象とし、将来世代への転嫁ではなく、行革等により償還財源が確実に捻出されることなどが確認され、許可を得た場合にはじめて、発行できることとしたもの。
- 標準税率未満の地方公共団体について、地方債の発行が原則自由の協議制度の対象とし、減税財源を確保せずに負担を将来世代に先送りする地方債を発行し得ることとすることは、上記の観点から引き続き適当ではなく、地方債全体の信用維持の観点からも問題があると考えられるので、引き続き許可制度の対象とすることとしてはどうか。

（なお、標準税率未満の地方公共団体を許可制度の対象とし、減税競争が生じることを未然に防ぐことで、減税競争による地域の行政水準の低下を避けるという効果も期待できるものである。）

➤ その他(運用面での見直し)①

【新発債4月条件決定分の届出実施】

【現 状】

- 現行の届出制度においては、条件決定予定日に属する月の前月の15日までに、必要書類を提出することとなっているが、新発債の4月条件決定分については、届出時点では、予算の裏付けが必ずしも無いと考えられること、新発債について協議を受けたならば同意をすることとなると認められるか否かの判断を行うための地方債同意等基準が未策定であることなどから、届出は運用上できない取扱となっている。
- この取扱について、当研究会からは、
 - ・ 4月は比較的投資家における資産の運用意欲が高いため、4月に新発債の条件決定をすることは、市場関係者にとって重要、
 - ・ マーケット環境が良い時にニーズのあるものを発行することが、低利で安定的な資金調達につながるため、様々なツールを持つべきとの意見が示されている。

【方針案】

新発債の4月条件決定分としての届出を可能な運用に変更する。

- ・ 具体的には、
新発債の4月条件決定分については、届出予定の内容について、事前（前月の15日まで）に情報提供した上で、各団体における新年度予算成立後に届出を行うことを可能とする。
また、不同意相当の通知は、新年度の地方債同意等基準が策定された以降に行うものとする。

➤ その他(運用面での見直し)②

【協議時期・協議回数の変更】

【現 状】

○ 地方債の協議時期・回数については、

- ・ 地方債発行予定額等の見通しの精度等も勘案し、年度半ばの8～9月に協議の機会（一次協議）を設定し、原則当該協議で年度全体の地方債発行予定額等を把握することとした上で、その後の国の補正予算等による追加の財政需要への対処を行う観点から、2～3月に補完的な協議の機会（二次協議）を設定している。（なお、国の補正予算の成立が遅れる、各省庁の補助金の内示が遅れる等により、二次協議で十分な対応ができないと考えられる場合には、さらに協議の機会（最終協議）を設定する場合がある。）
- ・ また正式協議に先立って、協議・同意事務の円滑化、簡素化の観点から、事前に事業内容の確認や協議等予定額のチェック等の作業（事前協議）を行っている。

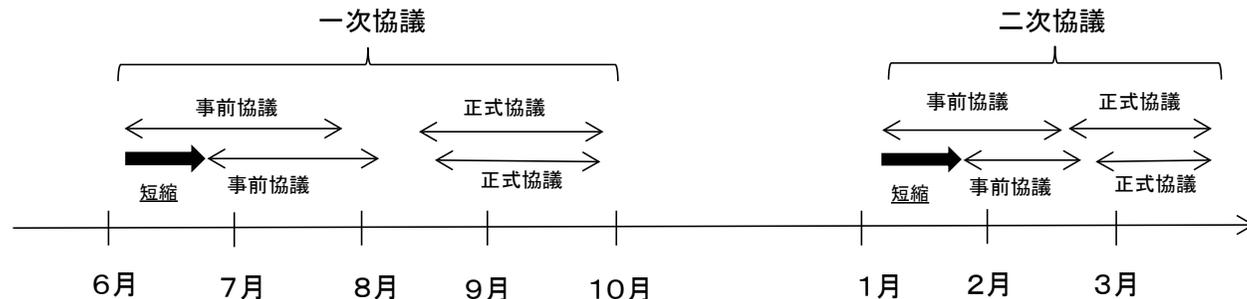
※（事前協議の協議等予定額提出期限（H26実績））一次協議：県・指定市 H26年6月6日（市町村 6月13日）、二次協議：H27年1月7日

- ・ こうした運用に対し、地方公共団体からは、随時協議（協議回数の増加）を行ってほしい、地方債発行予定額の見通しの精度をあげるため、少しでも二次協議の協議等予定額の提出期限を遅くしてほしい、最終協議を恒常化してほしいなどの要望が出されている。

【方針案】

二次協議における協議等予定額の提出期限について、業務の一層の効率化等を図ることにより、現行の1月初旬から可能な限り後ろ倒しにすることとする（一次協議の協議等予定額の提出期限も同様の対応とする）。

【イメージ図】



なお、年間トータルで適切な資金配分を適切かつ効率的に行うためには、極力まとめて協議を行うことが必要であり、協議回数を増やすことや最終協議を恒常化することは困難。（①国の補正予算が3月上旬に成立した場合や、②一部の省庁における補助金交付決定が遅れている等、3月上旬の二次協議では十分な対応が困難な状況が生じた場合には、最終協議を必ず実施することし、その旨を通知に明記することとする。）

➤ その他(運用面での見直し)③

【財政融資資金の借入手続の簡素化】

【現 状】

- 財政融資資金の借入れ手続について、借入申込み時の添付書類（写真や図面）が多すぎる、ヒアリング対象外事業の資料要求や財務省独自の財政分析ヒアリングが行われることがあるなど、その改善・簡素化を求める地方公共団体からの声強い状況にある。
- 総務省からの要請を受けて、平成27年度より、既存の申請書類の統合や、写真や図面の分量の限定など提出書類の簡素化の方針が出されているが、地方公共団体からは、手続の取扱いが統一されていない等の声がある。

【方針案】

今後の各財務局における運用実態等を踏まえ、更なる手続の簡素化を図る可能性がないかを検討し、財務省と調整を行う。

【前年度から繰り越された財政融資資金の借入期日の延長】

【現 状】

- 通常、財政融資資金の借入は、最長で翌年度末まで2か年可能であるが、前年度から繰り越された財政融資資金を貸し付けることとされている事業（各府省が補正予算で追加した補助金予算で繰越しにより交付決定が翌年度となった事業）についての借入は、当年度末までの1か年となる。
- この取扱いについて、地方公共団体から「せめて交付決定年度（当年度）の出納整理期間まで借入れを可能としてほしい」との要望が出されている。

【方針案】

上記事業に係る財政融資資金の借入については、交付決定年度の財政融資資金を可能な範囲で充当することで、当該交付決定年度の翌年度末まで借入れが可能となるような取扱いとする。

【国庫補助金の交付決定(内示)時期の遅延に伴う起債協議手続の遅延の改善】

【現 状】

地方公共団体から、国庫補助金の交付決定（内示）時期が遅く、起債協議スケジュールに間に合わないケースが生じており、「起債協議に間に合うように内示を行ってほしい」との要望がある。

【方針案】

各府省における国庫補助金の交付決定（内示）時期の状況等を調査した上で、必要があれば、各府省へ文書により内示時期を早めるよう要請することとする。